

## ○政省令による追加情報（令和3年4月16日現在）

令和3年度税制改正の関連政省令などが公表され、令和3年度税制改正の詳細が明らかとなりました。そこで、追加情報を下記のとおり整理しましたので、ご活用ください。

### □ 株式対価M&Aを促進するための措置

#### 【48頁】 株式交付子会社の旧株主の取扱い、株式交付親会社の取扱い

株式交付子会社の旧株主における株式交付親会社株式の取得価額や株式交付親会社の株式交付子会社株式の取得価額の計算などが明確にされた（租税特別措置法施行令39の10の3）。

#### （1）株式交付子会社の旧株主の取扱い

##### ①譲渡株式（譲渡した株式交付子会社の株式）の譲渡損益の計算（措法66の2の2）

譲渡益＝イの金額－ロの金額（マイナスの場合は譲渡損）

イ 譲渡株式の譲渡直前の帳簿価額×株式交付割合（注1）

＋交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額（注2）

ロ 譲渡した株式交付子会社の株式の帳簿価額

（注1）株式交付割合＝
$$\frac{\text{交付を受けた株式交付親会社の株式の価額}}{\text{交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額}} \quad (\text{注3})$$

（注2）交付を受けた株式交付親会社株式の価額を除く。

（注3）交付を受けた株式交付親会社株式の価額を含む。

##### ②株式交付親会社株式の取得価額

譲渡株式の譲渡直前の帳簿価額×株式交付割合

＋株式の交付を受けるために要した費用の額

##### ③取得した株式交付親会社株式の区分

譲渡株式が売買目的有価証券であった場合には、取得した株式交付親会社株式についても売買目的有価証券とされることが明らかにされている。

#### （2）株式交付親会社の取扱い

##### ①株式交付子会社の株式の取得価額

次の場合に応じ、取得価額を計算することとなる。なお、取得に要した金額がある場合には加算する。

「令和3年度 図解 税制改正のポイント」

政省令による追加情報、正誤表

(i) 株式交付の対価として株式交付親会社株式のみが交付された場合

イ 50人未満の株式交付子会社の株主から取得した場合

その株主が有していた株式交付子会社の株式の株式交付直前の帳簿価額に相当する金額

ロ 50人以上の株式交付子会社の株主から取得した場合

株式交付子会社の前期期末時の純資産価額  $\times$   $\frac{\text{取得した株式数}}{\text{株式交付子会社の発行済株式数}}$

(ii) 株式交付の対価として株式交付親会社株式以外の資産が交付された場合

(i)のそれぞれの場合に応じた金額  $\times$  株式交付割合

+ 交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

②増加する資本金等の額

増加する資本金等の額は、子会社株式の取得価額（交付した金銭及び金銭以外の資産の価額の合計額は減算する）とされた。

正 誤 表

本書の内容に誤りがございました。ここに謹んでお詫び申し上げます。

お手数をお掛けしますが、下記のとおりご訂正のうえ、ご利用賜りますようお願い申し上げます。

該当頁	誤	正
52 頁	「ポイント」1行目 「産業競争力強化法の改正法の施行日から」	「中小企業等経営強化法の改正法の施行日から」

以 上